

倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市内の中小企業の就職説明会等参加・開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に掲げる中小企業者であるものをいう。

2 この要綱において、「就職説明会等」とは、雇われることを希望する個人と雇うことを希望する中小企業が、それを目的にそれぞれで参加し、又は開催する説明、面談、相談等を行うための催し（おおむね5以上の事業者が参加するものに限り、専らオンラインによるものを除く。）をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、市内の中小企業が従業員を正規に雇用することを目的に行う就職説明会等の参加又は開催に要した費用の一部を補助することにより、市内外の学生等に市内の中小企業の魅力が伝わるようにすることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円以下の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助事業を実施する日から起算して14日前までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（以下「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 就職説明会等の概要がわかるもの
- (2) 補助事業者の概要がわかるもの
- (3) 市税を完納されていることについての証明書
- (4) 共同開催者一覧（様式第4号。別表の(2)の補助事業について、複数の者が共同で就職説明会等を開催しようとする場合に限る。）

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額

2 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までにしなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第6号の報告書(以下「実績報告書」という。)による。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第7号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 支払に係る証憑書類等の写し
- (2) その他の事業に係る関係書類

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 県外説明会参加事業	市内に本社又は事業所等を有する中小企業	補助事業者が正規で従業員を雇用するために行う県外の1件の就職説明会等への参加に要する次に掲げる経費 ア 参加費 イ 出展料 ウ その業務に従事する者（一時雇用の者を除く。）の交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年倉吉市条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。） エ その他市長が必要と認める経費	2分の1	50,000円
(2) 市内説明会開催事業	市内に本社又は事業所等を有する中小企業（複数の者が共同で補助事業を実施する場合の当該複数の者を含む。）	補助事業者が正規で従業員を雇用するために市内で開催する1回の就職説明会等（企業見学会を含む。）の開催に要する次に掲げる経費 ア 使用料及び賃借料（会場又は備品（車両を含む。）の借上げに関するものに限る。） イ 委託料（会場の設営又はこれに伴うものに限る。） ウ その他市長が必要と認める経費	2分の1	50,000円に補助事業を実施する事業者（共同で実施する者を含む。）の数を乗じて得た額と200,000円とのいずれか低い額

(備考)

- 1 1の補助事業者((2)の補助事業において、共同で当該補助事業を実施する者を含む。)は、(1)と(2)の補助事業のそれぞれについて、補助金の交付を受けることができる。
- 2 他の補助金等との併用は、できないものとする。